

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

公営企業管理規程	ページ
秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程(一〇・企業局総務課)……………	1

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田県公営企業管理規程第十号

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程

秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「前条」を「第二条」に改め、同条企画業務課の項第一号中「、観光施設事業」を削り、同項第四号中「男鹿桜島荘及び」を削り、同項第五号中「、観光施設事業」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

(秋田県観光施設事業自家用電気工作物保安規程の廃止)

2 秋田県観光施設事業自家用電気工作物保安規程(昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第十一号)は、廃止する。

(秋田県公営企業財務規程の一部改正)

3 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 私人に対する公金の徴収又は収納の委託(第三十五条・第三十六条)」を「第四節 削除」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十六条の二を削る。

第二十七条第一項中「第二十六条(収入金の調定)」を「前条」に改める。

第二十七条の二を削る。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第二十九条第一項及び第二項中「第二十六条(収入金の調定)第三項」を「第二十六条(収入金の調定)第二項」に改める。

第三十条第二項を削る。

第三十四条中「第二十六条(収入金の調定)第三項」を「第二十六条(収入金の調定)第二項」に改める。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第三十五条及び第三十六条 削除

第四百七条を次のように改める。

第四百七条 削除

別表第四(1)観光施設事業会計勘定科目表を削り、別表第四(2)資産単位物品表中「、鹽米諸器・糶」を削る。

様式第八十一号の三を次のように改める。

様式第81号の3 支払方法別集計表(第150条の2)

(A4判)

年 月 日 支払

支 払 方 法 別 集 計 表

出納取扱金融機関 様

秋田県企業局企業出納員 印

会 計	口座振替払		小切手払(納付書)		小切手払(現金)		口座振替払(給与)		現金払(給与)		隔 地 払		現金払(窓口)		合 計		小 切 手 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
電気事業会計																		
緊急		円		円		円		円		円		円		円		円		円
通常																		
小計																		
土地造成・資金運用事業会計																		
緊急																		
通常																		
小計																		
工業用水道事業会計																		
緊急																		
通常																		
小計																		
合 計																		
緊急																		
通常																		
合計																		

様式第八十一号の四中

土地造成・資金運用事業会計	小計		
観光施設事業会計	小計		

を
土地造成・資金運用事業会計 小計

土地造成・資金運用事業会計	小計		
---------------	----	--	--

に改める。

様式第八十七号を次のように改める。

--

様式第87号 受払報告書(第170条)

(A4判)

企業出納員	企業出納員	担当者	取扱員

受 払 報 告 書

(年 月 日現在)

区	分	電 気 事 業 会 計	土 地 造 成 ・ 資 金 運 用 事 業 会 計	工 業 用 水 道 事 業 会 計	合 計
通 知 預 金	前 日 残 高	円	円	円	円
	本 日 収 納 高				
	本 日 支 払 高				
	本 日 残 高				
	残	高			

区	分	電 気 事 業 会 計	土 地 造 成 ・ 資 金 運 用 事 業 会 計	工 業 用 水 道 事 業 会 計	合 計
当 座 ・ 普 通 預 金	前 日 残 高	円	円	円	円
	本 日 収 納 高				
	本 日 支 払 高				
	本 日 残 高				
	当 座 貸 越 高				
	残 高				
	小 切 手 未 済 高				
	残 高				

上記のとおり報告します。

年 月 日

秋田県企業局企業出納員 様

出納取扱金融機関

(経過措置)
4 前項の規定による改正前の秋田県公営企業財務規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄